

生活困窮者自立支援法に基づく伊丹市支援会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号。以下「法」という。)第2条の基本理念に基づき、生活困窮者の自立の支援を包括的かつ早期に実施するため、法第9条に規定する支援会議の設置及びその運営について必要な事項を定め、地域における福祉、就労、教育、住宅、その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関(以下「関係機関等」という。)との緊密な連携その他必要な支援体制の整備を目的とするものとする。

(構成員)

第2条 支援会議は、議長及び別表に掲げる機関に属する者(以下「構成員」という。)をもって構成する。

(議長等)

第3条 議長は、自立相談課長をもって充てる。

2 議長は会務を総理する。

3 議長に事故があるとき又は欠けたときは、伊丹市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱第7条に定める主任相談支援員の職にあるものが、その職務を代理する。

(招集)

第4条 支援会議は、必要に応じ議長が構成員を選抜し、招集する。

2 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係者に対し、会議への出席等、必要な協力を求めることができる。

3 議長は、前項の規定に基づいて、会議への出席を求めるときは、文書をもって委嘱するものとする。

(所掌事務)

第5条 支援会議は、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うことを目的として次の各号のいずれかに該当する場合につい

て協議する。

- (1) 支援にあたって複数の関係機関で連携を図る必要があるにも関わらず、その前提となる情報の共有について支援の対象となる生活困窮者の同意を得られない場合。
- (2) 同一世帯の中に複数の生活困窮者がおり、課題に応じて個別に複数の関係機関が支援しているが、世帯全体に及ぶ課題について、情報の共有や連携を図ることができていない場合。
- (3) その他協議が必要であると福祉事務所長が認めた場合。

(協力要請)

第6条 議長は、前条に定める協議を行うために必要があると認めるときは、法第9条第3項に基づき、関係機関等に対し、生活困窮者に関する資料または情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、法第9条第5項に基づき、正当な理由がなく、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し、必要な事項については、福祉事務所長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成31年1月4日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年8月21日から施行する。

別表（生活困窮者自立支援法に基づく伊丹市支援会議設置要綱）

厚生労働省兵庫労働局		伊丹労働基準監督署
		伊丹公共職業安定所
兵庫県警		伊丹警察署生活安全課
兵庫県阪神北県民局		伊丹健康福祉事務所
公益社団法人		伊丹市シルバー人材センター
社会福祉法人		伊丹市社会福祉事業団
		伊丹市社会福祉協議会
民間団体		伊丹市民生委員児童委員連合会
地域包括支援センター		天神川・荻野地域包括支援センター
		稲野・鴻池地域包括支援センター
		伊丹・摂陽地域包括支援センター
		笹原・鈴原地域包括支援センター
		桜台・池尻地域包括支援センター
		花里・昆陽里地域包括支援センター
		神津・有岡地域包括支援センター
		緑丘・瑞穂地域包括支援センター
		南地域包括支援センター
財政基盤部	税務室	市民税課
		資産税課
		徴収課
市民自治部	まちづくり室	まちづくり推進課
		市民相談課
		消費生活センター
		市民課
	共生推進室	同和・人権推進課
		国際・平和課
人権啓発センター		
健康福祉部	地域福祉室	地域・高年福祉課

健康福祉部	地域福祉室	介護保険課
		障害福祉課
	生活支援室	支援管理課
		生活支援課
		自立相談課
		こども福祉課
	保健医療 推 進 室	国保年金課
		後期医療福祉課
		健康政策課
都市活力部	産業振興室	商工労働課
	都市整備室	住宅政策課
上下水道局	経営企画室	営業課
教育委員会事務局 学校教育部		学校指導課
		学事課
		総合教育センター
教育委員会事務局 こども未来部		こども若者企画課
		子育て支援課
	幼児教育 保育室	教育保育課
		こども発達支援センター
伊丹市消防局	管理室	消防総務課
伊丹市立伊丹病院	事務局	医事課